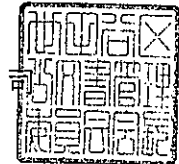




答 申 第 9 号
令和4年7月14日

世田谷区長
保 坂 展 人 様

世田谷区公文書管理委員会
会 長 野 村 武



令和3年度に作成した保存期間が1年未満である公文書（追加分）の廃棄に関する意見聴取について（答申）

令和4年5月26日付諮問第9号で依頼のあった「令和3年度に作成した保存期間が1年未満である公文書（追加分）の廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認した結果、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。

なお、これまでの答申においても指摘していますが、フォルダの作成にあたっては、内容を推測しうる分類及びフォルダの命名について、継続的に取り組み改善されることを要望します。